

## 市第187号議案 横浜市職員の退職管理に関する条例の制定について

### 1 趣旨

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第34号)の施行に伴う、地方公務員法(以下「法」という。)の一部改正により、退職管理の適正を確保するため、再就職者による現職職員への依頼等(以下「働きかけ」という。)の規制等が導入されました。このうち、(1)規制対象者の範囲の一部及び(2)再就職情報の届出義務について、地方公共団体が必要と認めるとき、条例により定めることができるとされましたので、新たに「横浜市職員の退職管理に関する条例」を制定し、必要事項を定めます。

### 2 制定内容

#### (1) 国の部長・課長相当職に就いていた再就職者による働きかけの規制【条例第2条】

法第38条の2第8項の規定に基づき、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長・課長に相当する職に就いていた者に対して、離職後2年間、当該職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけを規制することを定めます。

#### 【補足】法による再就職者の働きかけの規制(法第38条の2関係)

★ 現職職員への影響力を考慮し、在職中の職に応じて規制範囲が異なります。

規制対象者(本市の場合)	禁止される働きかけ(※)の内容	規制期間
① 全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間
② 地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職又はこれに準ずる職に就いていた再就職者(区局長級の職)	離職前5年より前に当該職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	
③ <u>国の部課長相当職に就いていた再就職者</u> (部長級・課長級の職を想定)		



地方公共団体の組織規模等を踏まえ、条例で規制を規定します。  
(具体的な職は、人事委員会規則で規定します。)

④ 在職中に自らが決定した(最終決裁権者となった)契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間の定めなし
--	---------

※「働きかけ」:市と再就職先との間の契約又は処分に関する事務であって離職前の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼すること。

#### 【参考】地方公務員法(抜粋)

第38条の2

6 第一項及び前二項の規定(第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (中略)、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

#### (2) 再就職情報の届出及び届出義務違反に対する罰則【条例第3条及び第5条】

法第38条の6第2項の規定に基づき、退職管理の適正確保の基礎とするため、管理・監督の地位にあった職員は、離職後2年間、再就職情報を任命権者に届け出なければならないことを定めます。

また、法第65条の規定により、届出の実効性を高めるため、届出義務違反に対し10万円以下の過料を科すことを定めます。

### 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

(「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行期日と同日)

#### (参考) その他関連事項

##### 1 退職管理の適正確保に必要な措置 (法第 38 条の 6 第 1 項)

法により、地方公共団体は、職員の再就職状況等を勘案し、退職管理の適正を確保するため、必要な措置を講ずるものとされました。

なお、本市については、すでに独自の措置を実施し、退職管理の適正確保に努めています。

#### 本市措置状況

- ① 再就職状況の公表 (平成 18 年度退職者から) (課長級以上)  
定年退職者の再就職状況を公表し、再就職に関する透明性を確保  
【公表内容】氏名、退職時補職名、退職日、再就職先団体名・役職名  
【公表時期】毎年 7 月
- ② 再就職先での人事・給与適正化の取組を実施 (平成 22 年 2 月から)  
高年齢期の人材活用として市民の理解を得られるよう、在職期間等を適正化  
【内容】在職期間 (定年)、年収限度額 (★下記参照) の設定等  
【公表】取組状況を公表 (毎年 7 月)
- ③ 退職後の再就職の自粛要請 (平成 7 年 3 月から) (課長級以上)  
退職後 2 年間、退職前 5 年間に主管した職務と密接に係る企業への再就職自粛
- ④ 再就職の仕組みの運用 (平成 19 年度退職者から) (課長級以上)  
透明性・公正性確保のため、再就職の仕組みを構築  
【内容】人材情報・求人情報の登録→適任者の紹介→団体による選考・採用決定

#### (★) 年収限度額について

平成 28 年 4 月の再任用職員の給与改定に合わせ、「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」別表の「年収限度額」を改定します。(あくまで限度額の改定であり、実際の年収額については、各団体で判断し決定することになります。)

(要綱別表：年収限度額)

単位：円

退職時職位等	現行	改定後
副市長等特別職	900万	900万
区局長級	700万	740万
部長級	600万	630万
課長級	430万	460万
課長補佐級以下	390万	410万

※改定期日：平成 28 年 4 月 1 日

##### 2 働きかけ規制違反に係る人事委員会の監視等 (法第 38 条の 2 第 7 項、第 38 条の 3～第 38 条の 5 関係)

法により、任命権者が行う規制違反調査を人事委員会が監視する仕組み(※)、及び再就職者から働きかけを受けた現職職員に対する人事委員会への届出義務が規定されました。

今後、具体的な運用について、人事委員会と協議してまいります。

(※) 任命権者による調査に関する人事委員会への報告、人事委員会による任命権者への調査要求等